

ソフトウェア使用許諾契約書（クラウド版兼用）

本契約は、お客様とサイオテクノロジー株式会社(以下「STI」とします)との間で、オフィスダークツのソフトウェア・プログラム（以下、「本ソフトウェア」といいます）、及び本ソフトウェアに付属するマニュアル等の印刷物、電子的なドキュメント（以下すべて、「本製品」といいます）の使用権の付与に関する条件を定めるものであり、事前の提案、説明、両者間の合意に優先します。お客様は、本製品をインストールすることで、本契約の内容に合意したものとみなされます。本契約の内容に合意いただけない場合は、すみやかに本製品を削除してください。STIは、本契約のいずれの条項についても、事前にお知らせすることなく、随時修正・改変・追加できるものとします。本契約の変更は、当社のウェブサイト更新時をもってお客様とSTIとの間に適用されるものとし、最新の条項は、当社ウェブサイトにてご覧いただくことができます。

1. 許諾

お客様には、本契約のすべての条項を厳守することを条件として、利用申込書に記載される使用期間、以下の非独占、再許諾不可かつ譲渡不能の権利が付与されます。

- (1) 自己の業務に供することを目的として、本製品を利用申込書に記載される数のコンピュータへインストールして使用する権利。
- (2) バックアップの目的で、本製品を一部に限り複製する権利。但し、お客様は、当該バックアップ(以下、当該複製物を含め「本製品」とします)に本製品の記載と同様の著作権等知的財産権の表示を行うものとします。

2. 権利

本製品に係わる諸権利は本製品の開発者または開発者に正当に諸権利を付与している第三者が保有し、著作権法に基づき保護されています。お客様は、本製品に関する全ての権利が開発者に帰属することを認識するものとします。本契約は、本製品に関する権利をお客様に譲渡するものではなく、本契約の条項に基づき本製品を使用する権利を付与するものです。

3. 禁止事項

お客様は、以下の行為を行うことはできません。

- (1) 本製品の全部または一部を問わず、統合、修正、翻訳、逆アセンブル、リバースエンジニアリング、デコンパイル、ソフトウェアの動作の模倣を行うこと。
- (2) 本ソフトウェアの全部または一部を問わず、他のソフトウェアの一部に組み込み、または他のソフトウェアの全部または一部を、本ソフトウェアの一部に取り込むこと。
- (3) 本製品の全部または一部を問わず、改変・翻案または複製すること。但し、本契約にて明確に許可されている場合は除く。
- (4) 第三者に対して、いかなる形においても本製品の貸出、リース、貸付け、販売、商品化、サブライセンス（再許諾）、輸出などを行うこと。または、アプリケーションサービスプロバイダとしてであっても、第三者の利益となるように製品を使用すること。
- (5) 第三者に上記の行為を行う権利を付与するまたは許可すること。
- (6) 本契約で認められている場合を除き、STIの事前の書面による承諾なく、本製品に含まれる情報を使用または第三者に開示すること。
- (7) STIによる事前の承諾なく、本契約上の地位を第三者に承継させ、または本契約に基づく自己の権利義務の全部もしくは一部を第三者に対して譲渡し、承継させ、または担保に供すること。

4. 使用料

お客様は、本製品の使用限度の範囲内で本契約に基づき付与された使用権の対価として、利用申込書に記載される本製品の使用料を支払うものとします。利用申込書に記載される本製品の使用限度を超えて使用する場合は、追加使用料を支払う必要があります。STIは、お客様が支払った使用料については、理由の如何を問わず、返還する責任を負わないものとします。

5. 契約の終了

- (1) 利用申込書に記載される使用期間が満了した場合、使用期間が更新される場合を除き、本契約は終了するものとします。
- (2) STIは、お客様が本契約の条項に違反した場合、いつでも本契約を終了することができるものとします。
- (3) 事由の如何を問わず、本契約が終了した場合は、お客様は速やかに本ソフトウェアを使用端末から消去し、その他の本製品をすべて破棄し、その使用を中止するものとします。
- (4) 本契約が終了した後も、第3項、本項(3)、第6項乃至第8項、第10項乃至第14項は有効に存続するものとします。

6. 保証の免責

STIは、本ソフトウェアを現状有姿で提供するものとし、本ソフトウェアについて一切の契約不適合責任及び保証責任を負いません。また、STIは、本ソフトウェアについて、誤り、動作不良、エラー若しくは他の不具合が生じないこと、第三者の権利を侵害しないこと、商品性、お客様若しくは第三者の特定の目的への適合性、又は本契約に明示的定めない他の事項について、何らの保証も致しません。またSTIは、お客様が本ソフトウェアを使用した結果又は使用できなかったことによる結果について一切責任を負わないものとします。

7. 責任の免責

STIは、お客様が本ソフトウェアを使用したことにより被ったいかなる間接的、偶発的、特別な事情から生じた損害（損害発生につきSTIが予見し、または予見し得た場合を含みます。）、逸失利益、データの消失、及びその他本契約に明示的に定めのない損害に対して、責任を負わないものとします。本契約に関連してSTIがお客様に損害賠償責任を負う場合があったとしても、その賠償額は、いかなる場合も、本ソフトウェアの1年間の使用料相当額を上限とします。

8. 著作権及び商標

本製品に関する著作権及び商標はオンラインヘルプに記載されています。当該著作権及び商標はお客様に許諾されておらず、お客様は、それらの権利について何等の主張も行わないものとします。

9. 監査

- (1) STIは、事前に書面によりお客様に通知することを条件に、本契約に定められたお客様の義務が遵守されているかを確認するため、STI又はSTIから委託を受けた第三者により、お客様における本ソフトウェアの使用状況等に関する監査を行うことができ、お客様はこれに協力するものとします。
- (2) 前項の監査にかかる費用は、監査の結果、STIがお客様において本契約に違反する事実が存在すると認めた場合を除き、STIが負担します。
- (3) 本項(1)の監査の結果、STIがお客様において使用料の支払に関して本契約に違反する事実が存在すると認めた場合は、お客様は、STIに対し、本来STIに支払うべきであった使用料からすでに支払済みの使用料を控除した金額の2倍に相当する額の損害賠償金を支払うものとします。

10. 準拠法
本契約は、日本法に準拠するものとし、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。
11. 弁護士費用
本契約に関連して、お客様とSTIの間で訴訟が提起された場合、勝訴当事者に対して、裁判による救済に加えて正当な弁護士費用及び当該訴訟の費用を回復する権利を有するものとします。
12. 可分性
本契約のいずれかの条項が無効であると裁判所によって宣告されたとしても、当該宣言は、本契約の他の条項に対して何等の効力ももたないものとします。
13. 反社会的勢力ではないことの表明および確約
お客様は、STIに対し、本件契約時において、お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。お客様は、STIが前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければなりません。STIは、お客様が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告をすることなく、本契約を解除することができます。本契約を解除した場合には、STIはこれによるお客様の損害を賠償する責任を負いません。
14. 権利放棄
お客様またはSTIが、相手方の契約違反に対して、本契約に基づく権利の行使を行わなかったとしても、将来の契約違反に対して、何等の権利行使あるいは訴訟を提起する権利を放棄したとはみなしません。
15. 完全合意
本契約は本製品を使用することについての全てを規定したものであり、本契約に記載のない事項が生じた場合は、STIまたは開発者の判断によるものとします。

2020年10月1日制定

2021年 2月1日改定